

第16期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年2月27日（火曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

開催場所

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号

LUCID SQUARE UMEDA 5階

CIVI北梅田研修センター

決議事項

第1号議案 取締役3名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

目次

ごあいさつ	1
第16期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	37

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年2月26日（月曜日）午後7時到着分まで

ごあいさつ



代表取締役社長
藪ノ 賢次

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年はこれまでの人材サービス（HR事業）だけでなく「食 × 事業再生」「食 × DX」の領域にもサービスを展開することができました。

「食 × HR」においては、企業の採用ニーズが堅調に推移し、再び成長軌道に乗せることができました。

「食 × 事業再生」では、子会社のきゅういち株式会社において、2023年8月末の東京電力のALPS処理水放出問題に起因した中国の禁輸影響を受けたものの、9月にECサイトの垂直立上げに成功しており、今後は一般消費者へのEC販売等を推進し、収益性の最大化を目指します。

「食 × DX」では、2023年7月に主に飲食事業者向けアルバイト業務管理クラウドのシフト管理・勤怠管理・給与管理SaaSプロダクトであるCAST事業を譲受け、本格的にDX事業へ参入しております。

今後はこの3つの領域でサービスを展開し、食ビジネスの変革を支援します。引き続き、お客様とともに新しい時代を生き抜くために変化を続け、飲食業界にとってなくてはならない存在であり続けることを目指して事業に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2024年2月

株主各位

証券コード 6558
2024年2月9日

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号

クックビズ株式会社
代表取締役社長 **藪ノ 賢次**

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://corp.cookbiz.co.jp/ir/meeting/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「第16期定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6558/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クックビズ」又は「コード」に当社証券コード「6558」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面によって議決権を行使される際は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年2月26日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

記

1 日 時	2024年2月27日（火曜日）午前10時
2 場 所	大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号 LUCID SQUARE UMEDA 5階 CIVI北梅田研修センター (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項 1. 第16期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第16期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 取締役3名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会終了後に株主様と役員の懇談会を開催予定です。ご都合のつく方はご参加をご検討ください。また、ご希望の株主様には、ささやかながらお土産をお渡しいたします。詳細は当日係の者よりご案内いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきまして、主要事業であるHR事業においては、人流の回復とインバウンド需要も増加し、飲食業界の人材採用ニーズはさらに高まっております。特に第4四半期におきましては、従来の当社事業における季節性において高い需要が見込まれる期間でしたが、当連結会計年度におきましても年末年始の繁忙期を見据えた企業の人材需要の高まりを受け、季節性通りの堅調さとなり、より一層コロナ前の傾向が戻りつつあります。さらに、従前の課題であった求職者の集客においても回復し、堅調に推移しております。

また、事業再生・成長支援セグメントであるきゅういち株式会社の売上高は東京電力によるALPS処理水問題の影響を受け、第4四半期において売上高減少となるものの、第3四半期累計期間までにおいては概ね想定通りで進捗いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,665,054千円となりました。利益につきましては、費用削減に努め、人員は確保しつつ費用対効果を見極めた投資の結果、営業利益は290,428千円、経常利益は287,714千円、親会社株主に帰属する当期純利益は267,372千円となりました。

売上高	2,665百万円	経常利益	287百万円
営業利益	290百万円	親会社株主に帰属する 当期純利益	267百万円

なお、当社グループは、きゅういち株式会社の連結子会社化に伴い、当連結会計年度より「HR事業」及び「事業再生・成長支援」の2区分に変更しております。

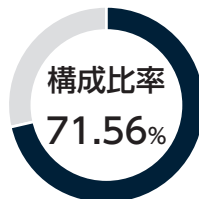
また、前連結会計年度末より連結計算書類を作成しているため、経営成績に関する説明は前期比(%)を記載せずに説明しております。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

HR事業

売上高

1,907百万円



HR事業におきましては、クックビズ株式会社で飲食業界に特化した求人情報サイト「cookbiz」を運営しており、当該サイトを通じて、コンサルタントを介した有料職業紹介を行う「人材紹介サービス」、求人情報を求職者に提供する「求人広告サービス」、ダイレクトリクルーティングサービスを提供する「スカウトサービス」を中心に展開しております。また、研修サービス、採用総合支援サービスやCAST事業等の新規サービスを「その他」に分類しております。

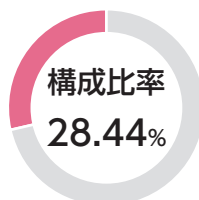
その結果、当セグメントにおける売上高は1,907,200千円、セグメント利益は213,785千円となりました。

※ cookbiz：当社は人材紹介サービス及び求人広告サービスともに「cookbiz」の同一ブランドにて展開しております。

事業再生・成長支援

売上高

757百万円



事業再生・成長支援におきましては、きゅういち株式会社でホタテ・ホッケ・サバ等の冷凍加工業を行っております。主に道南エリアの漁業協同組合等から買付を行い、冷凍加工後、商社、大手水産加工会社等へ販売することを主要業務としております。同社においては2023年8月末の東京電力のALPS処理水放出問題に起因した中国の禁輸影響を受け第4四半期におきまして中国向け輸出の出荷が停止となり、売上が減少いたしました。第3四半期累計期間までにおいては概ね想定通りで進捗いたしました。

その結果、当セグメントにおける売上高は757,873千円、セグメント利益は58,643千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は234,157千円で、事業区分別では次のとおりとなっております。

事業区分	設備投資額	主な設備投資の内容
HR事業	217,739 千円	事業基盤強化を目的とした基幹システム開発等
事業再生・成長支援	16,418 千円	生産設備の改修等

③ 資金調達の状況

当社グループは、新株予約権の行使により48,000株の新株式を発行し、32,640千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において、CAST株式会社が運営する、主に飲食事業者向けアルバイト業務管理クラウドのシフト管理・勤怠管理・給与管理SaaSプロダクトであるCAST事業について、事業を譲り受ける旨の事業譲渡契約を締結し、当該事業の事業譲受を完了いたしました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2020年11月期)	第14期 (2021年11月期)	第15期 (2022年11月期)	第16期 (当連結会計年度) (2023年11月期)
売上高	(千円) -	-	-	2,665,054
経常利益	(千円) -	-	-	287,714
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円) -	-	-	267,372
1株当たり当期純利益	(円) -	-	-	96.84
純資産額	(千円) -	-	1,204,503	1,526,902
総資産額	(千円) -	-	2,807,197	3,441,539
1株当たり純資産額	(円) -	-	434.01	534.30

(注) 1. 第15期については連結計算書類の作成初年度であり、また、連結子会社であるぎゅういち株式会社の決算日は8月31日であります。ただし、当該連結子会社の取得日(設立日)である2022年10月3日から連結決算日である2022年11月30日までに決算を迎えていないことから、第15期においては貸借対照表のみを連結しているため、第15期の損益に係る数値及び第14期以前の各数値については記載しておりません。

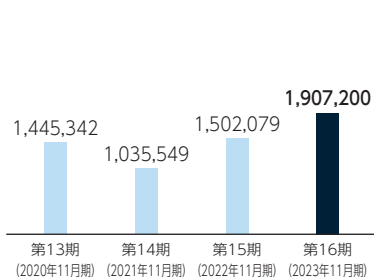
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

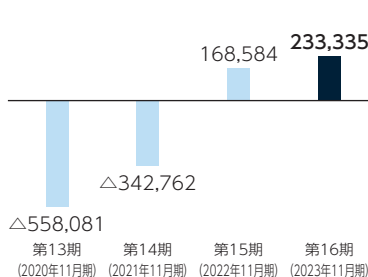
区分	第13期 (2020年11月期)	第14期 (2021年11月期)	第15期 (2022年11月期)	第16期 (当事業年度) (2023年11月期)
売上高 (千円)	1,445,342	1,035,549	1,502,079	1,907,200
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△558,081	△342,762	168,584	233,335
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△599,593	△422,706	161,893	237,052
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△266.91	△183.02	60.90	85.86
純資産額 (千円)	774,288	759,525	1,056,343	1,348,423
総資産額 (千円)	1,834,952	2,192,728	2,644,130	3,173,071
1株当たり純資産額 (円)	344.69	288.84	379.86	470.18

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

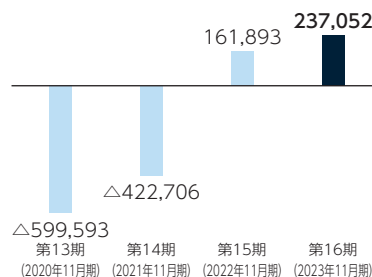
売上高 (単位：千円)



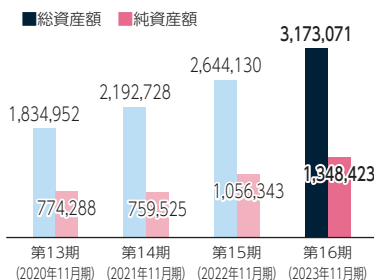
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



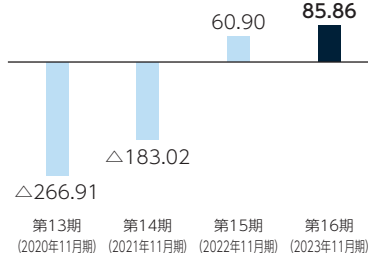
当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：千円)



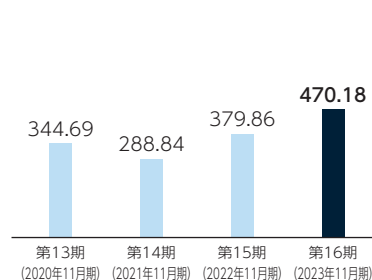
総資産額/純資産額 (単位：千円)



1株当たり当期純利益又は
1株当たり当期純損失 (△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況**① 親会社の状況**

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

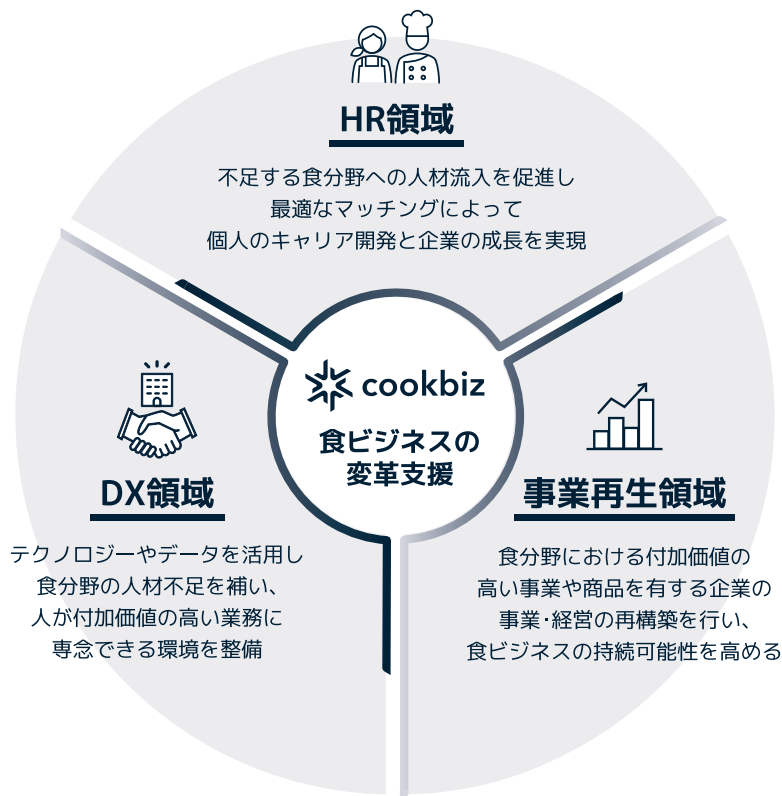
会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
きゅういち株式会社	30,000千円	100%	ホタテ・ホッケ・サバ等の冷凍加工業

(4) 対処すべき課題**【経営の基本方針】**

当社グループのビジョン・ミッション・バリューを基礎として、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた次の10年を「食ビジネスの変革を支援する会社」と定義しています。

人手不足が慢性化している環境下において、HR事業によって食分野への人材流入を促進し、DX事業でテクノロジーやデータを用いて人手不足を補います。また、守るべき食のコンテンツの持続可能性を高めるため、新たに開始した事業再生によって付加価値の高い事業や商品を有する企業の事業・経営の再構築を行い、再成長に貢献いたします。コロナ前・コロナ禍を比較・分析し、中期的なターゲットKPIを設定の上、2026年～2027年には主要事業であるHR事業の売上規模は40～50億円程度（CAGR25～30%）まで回復・再成長すると試算しています。

これまで支援し続けた「人」を起点に、新たにDXや事業再生を通じて持続可能な食ビジネスのためのエコシステムを提供することで、事業規模の拡大に向けた取り組みを加速させてまいります。



【重要課題】

① 飲食業界の人材関連市場の再定義と自社のマーケットシェアの分析

前述した事業規模（40～50億円）に既存事業を回復・再成長させ、かつ新たな収益機会を獲得していくためには、ウィズコロナ・アフターコロナにおける食関連ビジネスの現況を正確に捉える必要があります。今後も継続的にマーケット調査を行い、日本国内の労働人口の将来予測も踏まえて、従来の人材紹介サービスや求人広告サービスという自社サービスの枠に捉われず、多様化する顧客のニーズや課題を探索してまいります。

② 既存事業の新たな価値創造と収益性の改善

当社グループの主力事業であるHR事業では、人材紹介・求人広告を主に提供しております。顧客の求人需要が急速に高まる昨今においては、より顧客に寄り添った価値を提供し、採用のミスマッチ等を防ぐ事が非常に重要な課題の一つであると認識しております。そのため、当社グループでは、これまで以上に顧客目線に立ったサービス開発を実施し、既存サービスである人材紹介・求人広告・スカウトサービスに加え、それらのサービス提供で培ったノウハウを活かし、人材採用にまつわる顧客の課題を総合的に支援・解決するワンストップ型サービスである採用総合パッケージの販売を開始しました。また、紹介手数料等の採用予算をより抑えたいという顧客の要望にも応えるべく、求人サイトおよびスカウトサービスをリニューアルし、利便性の改善と予算に応じた価格帯での様々なサービス展開の実施を予定しています。

また、求職者の当社サービスへの登録に係る広告手法の改善による収益性の改善に関しても継続的な事業の成長を図る上で重要な課題となっております。そのため、ブランディング・オフラインプロモーション・SEO・アライアンスなど、オンライン広告以外のマーケティング手法強化による求職登録者数の最大化を図るとともに、掲載企業数・求人数の最大化と、求職登録者の求人応募アクション最大化を実現するため、商品・サービス（ウェブ・アプリ）のシステムリニューアルを予定しています。

③ 優秀な人材の確保

当社グループは、今後も各事業領域での新規事業開発及び成長を目指す上で、多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材の獲得が不可欠であると考えております。

そのため、人事制度改革やダイバーシティ対応、能力開発支援等を通じて、当社のビジョン・ミッションに共感する多様かつ優秀な人材の獲得と入社後の活躍・成長を促進し、営業体制・開発体制・管理体制等を強化してまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、顧客情報及び個人情報も多く取り扱っており、これらの情報管理が重要課題であると認識しております。今後も個人情報保護方針及びインサイダー取引の未然防止を含む社内規程の整備・運用の徹底、定期的な社内教育の実施、関連社内システムのセキュリティ強化等を図り、情報管理のための管理体制を拡充してまいります。

また、当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得し、その制度に準じた個人情報管理体制を構築しております。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、既存事業の再成長と新規事業の展開及び新規サービスの拡充にあたっては、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。そのため、事業運営におけるリスク管理を徹底し、内部監査による定期的なモニタリングの実施およびコンプライアンス体制の強化を行うことで、コーポレート・ガバナンス機能の充実に努めてまいります。

また、監査役会や監査法人との適切な連携により、ステークホルダーに対しての経営の適切性や健全性を確保しつつ、効率性・有効性を阻害する業務フローを改善し、全社的に効率的な組織体制の構築に向け、さらなる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑥ 新規事業の開発

当社グループは、持続的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成により新たな主要事業を創出することが不可欠であると考えております。前述した経営の基本方針や食ビジネスの変革支援の重点項目に基づき、既存事業の周辺領域における新サービスの開発に留まらず、新たな取り組みであるDX領域でのクラウドサービスによるSaaSプロダクトの提供や、食にまつわる事業・経営の再構築を行う事業再生領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、食ビジネスの変革に貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年11月30日現在)

事業区分	主要サービス
HR事業	人材紹介サービス 有料職業紹介事業
	求人広告サービス Webサイト「cookbiz」を主軸とした求人情報の提供
	スカウトサービス 人材データベース及びスカウト配信機能の提供
	その他 採用総合支援サービス、採用関連業務の受託、研修サービス等
事業再生・成長支援	・きゅういち株式会社 ホタテ・ホッケ・サバ等の冷凍加工業

(6) 主要な営業所 (2023年11月30日現在)

① 当社

本社	大阪府大阪市北区
東京営業所	東京都渋谷区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区

② 子会社

きゅういち株式会社	北海道函館市
-----------	--------

(7) 従業員の状況 (2023年11月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
HR事業	126 (3) 名	28名増 (一名増)
事業再生・成長支援	7 (32) 名	一名増 (一名増)
合計	133 (35) 名	28名増 (一名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（パートタイマー及び嘱託社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ、従業員数が28名増加しております。これはHR事業において、主に事業拡大に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126 (3) 名	28名増 (一名増)	36.6歳	5.1年

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数に非常勤役職員は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数 (パートタイマー及び嘱託社員を含む) は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
3. 前事業年度末に比べ、従業員数が28名増加しております。これは主に、事業拡大に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年11月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	500百万円
株式会社みずほ銀行	458百万円
株式会社三井住友銀行	192百万円
三井住友信託銀行株式会社	150百万円
株式会社関西みらい銀行	76百万円
株式会社南都銀行	50百万円

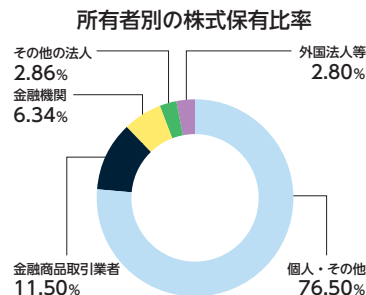
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年11月30日現在)

- | | |
|--|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 7,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,790,691株 |
| (注) 新株予約権の行使により、前事業年度末に比べて
48,000株増加いたしました。 | |
| ③ 株主数 | 1,315名 |
| ④ 大株主 | |



株主名	持株数(株)	持株比率(%)
藪ノ賢次	1,054,800	37.89
藪ノ郁子	213,300	7.66
株式会社 S B I 証券	209,307	7.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	174,800	6.28
G F C 株式会社	63,500	2.28
クックビズ従業員持株会	63,000	2.26
岡本哲郎	52,000	1.87
楽天証券株式会社	51,800	1.86
生田亮人	48,941	1.76
西村裕二	36,800	1.32

(注) 持株比率は自己株式 (7,054株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権		第4回新株予約権	
発行決議日		2017年2月24日		2021年11月26日	
新株予約権の数		15,490個		605個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式	15,490株	当社普通株式	60,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり (1株当たり)	1,170円 1,170円)	新株予約権1個あたり (1株当たり)	137,700円 1,377円)
権利行使期間		2019年3月10日から 2027年2月24日まで		2023年11月27日から 2031年11月26日まで	
行使の条件		(注1)		(注2)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	—		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	120個 12,000株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	950個 950株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30個 3,000株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,260個 1,260株 1名	—	—

- (注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ・新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ・その他行使条件は、新株予約権割当契約に定める。
2. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ・新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ・新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

		第5回新株予約権	
発行決議日		2023年2月27日	
新株予約権の数		270個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式	27,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	112,200円 (1株当たり 1,122円)
権利行使期間		2025年2月28日から 2033年2月27日まで	
行使の条件		(注)	
従業員等への 交付状況	当社従業員 (当社取締役を除く)	新株予約権の数	270個
		目的となる株式数	27,000株
		交付対象者数	13名
	子会社の取締役 及び従業員		—

(注) 行使の条件は以下のとおりであります。

- ・新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ・新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藪 ノ 賢 次	きゅういち株式会社 代表取締役社長
取締役	鳥 海 直 樹	R & D本部管掌 エグゼクティブマネージャー きゅういち株式会社 取締役 タイプエックス・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役
取締役	吉 崎 浩一郎	株式会社グロース・イニシアティブ 代表取締役
常勤監査役	遠 藤 隆 史	きゅういち株式会社 監査役
監査役	嶋 内 秀 之	株式会社アントレプレナーファクトリー 代表取締役
監査役	福 本 洋 一	弁護士法人第一法律事務所 パートナー 特定非営利活動法人日本システム監査人協会 理事

- (注) 1. 取締役 吉崎浩一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 嶋内秀之氏及び監査役 福本洋一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 遠藤隆史氏、監査役 嶋内秀之氏及び監査役 福本洋一氏は、以下の知見を有しております。
- ・常勤監査役 遠藤隆史氏は、2014年に当社へ入社し、人材紹介事業部（現：HR事業部 採用支援サービス部）と内部監査室を歴任しており、社内外の両面について豊富な知識と経験を有しております。
 - ・監査役 嶋内秀之氏は、株式会社アントレプレナーファクトリーの代表取締役であり、会社経営に関する豊富な知識と経験を有しております。
 - ・監査役 福本洋一氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は当該保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等		
			譲渡制限付 株式報酬	ストック・ オプション	
取締役（うち社外取締役）	68百万円 (5)	64百万円 (4)	—百万円 (—)	4百万円 (0)	3名 (1)
監査役（うち社外監査役）	18 (8)	18 (8)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計（うち社外役員）	86 (14)	82 (13)	— (—)	4 (0)	6 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。
- 上記の報酬限度額とは別枠で、2019年2月22日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（社外取締役を除く。）であります。
- また上記の報酬限度額とは別枠で、2021年11月26日開催の臨時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬額として年額50百万円以内（うち、社外取締役に対しては10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役1名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年2月23日開催の第10期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について取締役会で決定しており、その内容は次のとおりであります。

当社の報酬は、固定報酬と賞与からなる基本報酬と、インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬及びストック・オプション報酬からなる非金銭報酬等で構成することとしております。

固定報酬については、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や職責、業績水準等を総合的に勘案して、賞与については、求められる能力と責任に見合った水準等を総合的に勘案して、事前にと取締役会にて経営幹部陣に対する評価、報酬決定の背景等を説明したうえで、取締役会決議により代表取締役社長である藪ノ賢次氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任することとしております。

非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とストック・オプション報酬としております。譲渡制限付株式については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として社外取締役を除く取締役に付与することとしており、取締役の個人別の報酬等については役割や職責に応じて、総合的に勘案して取締役会にて決定しております。ストック・オプション報酬については、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、職責に応じてストック・オプションとしての新株予約権を支給しております。

代表取締役社長である藪ノ賢次氏は、取締役会の委任決議に基づき、当該事業年度における各取締役の業績評価を行い、その結果を反映し、株主総会にて決議された報酬年額の範囲内にて個人別支給額を決定しております。代表取締役社長である藪ノ賢次氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、かつ取締役会での審議を経ることにより恣意的な運用とならないよう努めていることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の吉崎浩一郎氏は、株式会社グロース・イニシアティブの代表取締役であります。なお、同社と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
- ・社外監査役の嶋内秀之氏は、株式会社アントレプレナーファクトリーの代表取締役であります。同社と当社との間には動画制作等の取引がありますが、その取引額は当社の当期売上高の0.1%未満であり、極めて僅少であります。
- ・社外監査役の福本洋一氏は、弁護士法人第一法律事務所のパートナー並びに特定非営利活動法人日本システム監査人協会の理事であります。なお、両法人と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉崎浩一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保において重要な役割を果たしております。
監査役	嶋内秀之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保において重要な役割を果たしております。
監査役	福本洋一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化において重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,460千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,460千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 責任限定契約及び補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人の業務停止処分

会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

ア. 処分対象

太陽有限責任監査法人

イ. 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）

ウ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施していません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,786,549
現金及び預金	2,118,796
売掛金	196,564
未収入金	28,444
商品及び製品	291,994
原材料及び貯蔵品	7,495
短期貸付金	120,000
前払費用	22,026
その他	2,508
貸倒引当金	△1,280
固定資産	654,989
有形固定資産	163,198
建物（純額）	67,607
機械装置及び運搬具（純額）	21,680
工具、器具及び備品（純額）	8,993
土地	49,733
リース資産(純額)	15,182
無形固定資産	305,531
商標権	1,213
ソフトウェア	98,394
ソフトウェア仮勘定	205,924
投資その他の資産	186,259
関係会社株式	5,000
投資有価証券	99,980
敷金及び保証金	27,020
繰延税金資産	54,153
その他	105
資産合計	3,441,539

科目	金額
負債の部	
流動負債	981,806
買掛金	24,854
未払金	107,571
未払費用	78,254
短期借入金	392,750
1年内返済予定の長期借入金	137,436
未払法人税等	55,038
未払消費税等	4,646
契約負債	121,622
預り金	10,703
リース債務	3,233
賞与引当金	41,193
返金負債	4,502
固定負債	932,830
長期借入金	897,519
リース債務	13,693
資産除去債務	11,146
繰延税金負債	10,472
負債合計	1,914,637
純資産の部	
株主資本	1,487,291
資本金	760,463
資本剰余金	753,463
利益剰余金	△26,362
自己株式	△273
新株予約権	39,611
純資産合計	1,526,902
負債純資産合計	3,441,539

連結損益計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,665,054
売上原価		670,814
売上総利益		1,994,239
販売費及び一般管理費		1,703,810
営業利益		290,428
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,257	
利子補給金	5,000	
還付加算金	2,797	
受取賃貸料	2,598	
違約金収入	1,473	
その他	1,239	14,367
営業外費用		
支払利息	16,682	
その他	399	17,082
経常利益		287,714
特別利益		
固定資産売却益	162	
負ののれん発生益	2,264	2,426
特別損失		
固定資産除却損	309	309
税金等調整前当期純利益		289,831
法人税、住民税及び事業税	57,068	
法人税等調整額	△34,609	22,459
当期純利益		267,372
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		267,372

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

計算書類

貸借対照表 (2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,507,886
現金及び預金	1,904,252
売掛金	155,696
未収入金	30,644
関係会社短期貸付金	395,570
前払費用	21,979
その他	1,024
貸倒引当金	△1,280
固定資産	665,184
有形固定資産	48,828
建物(純額)	27,934
工具、器具及び備品(純額)	5,711
リース資産(純額)	15,182
無形固定資産	305,531
商標権	1,213
ソフトウェア	98,394
ソフトウェア仮勘定	205,924
投資その他の資産	310,823
関係会社株式	131,659
投資有価証券	99,980
敷金	25,020
繰延税金資産	54,153
その他	10
資産合計	3,173,071

科目	金額
負債の部	
流動負債	902,289
未払金	91,746
未払費用	71,022
短期借入金	392,750
1年内返済予定の長期借入金	137,436
未払法人税等	26,381
未払消費税等	5,246
契約負債	121,622
預り金	9,733
リース債務	3,233
賞与引当金	38,613
返金負債	4,502
固定負債	922,358
長期借入金	897,519
リース債務	13,693
資産除去債務	11,146
負債合計	1,824,648
純資産の部	
株主資本	1,308,812
資本金	760,463
資本剰余金	753,463
資本準備金	753,463
利益剰余金	△204,841
その他利益剰余金	△204,841
繰越利益剰余金	△204,841
自己株式	△273
新株予約権	39,611
純資産合計	1,348,423
負債純資産合計	3,173,071

損益計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,907,200
売上原価		29,412
売上総利益		1,877,788
販売費及び一般管理費		1,664,002
営業利益		213,785
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,418	
セミナー収入	305	
経営指導料	24,000	
利子補給金	5,000	
還付加算金	2,797	
その他	2,096	36,618
営業外費用		
支払利息	16,682	
その他	385	17,068
経常利益		233,335
特別利益		
負ののれん発生益	2,264	2,264
特別損失		
固定資産除却損	309	309
税金等調整前当期純利益		235,290
法人税、住民税及び事業税	28,412	
法人税等調整額	△30,173	△1,761
当期純利益		237,052

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月24日

クックビズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 輪 大 資 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クックビズ株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックビズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年1月24日

クックビズ株式会社
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢 司 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 花輪 大 資 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クックビズ株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から、金融庁の行政処分を受けたことに関して再発防止策を含めた業務改善計画案についての報告があり、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年1月31日

クックビズ株式会社 監査役会

常勤監査役	遠藤隆史	Ⓔ
社外監査役	嶋内秀之	Ⓔ
社外監査役	福本洋一	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	
1	ヤブ 藪 ノ ケン 賢 ジ 次	代表取締役社長	再任
2	ヨシ 吉 ザキ 崎 コウ イ チ ロウ 浩 一 郎	取締役	再任 社外 独立
3	シマ 嶋 ウチ 内 ヒデ ユキ 秀 之	監査役	新任 社外 独立



候補者番号

1

藪ノ賢次 (1980年5月2日)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2005年5月	有限会社ネクシティ設立	2021年2月	当社代表取締役社長（現任）
2007年12月	当社設立 代表取締役社長	2022年10月	きゅういち株式会社 代表取締役社長（現任）
2016年2月	当社代表取締役社長CEO		

【重要な兼職の状況】

きゅういち株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

藪ノ賢次氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として、長年にわたり当社の持続的な企業価値向上をけん引する者として、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式数

1,054,800株

在任年数

16年2か月

取締役会出席状況

13/13回

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類



候補者番号

2

ヨシザキ コウイチロウ
吉崎 浩一郎 (1966年11月28日)

再任
社外
独立

所有する当社の株式数

一株

在任年数

8年

取締役会出席状況

13/13回

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年 4月	三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社	2015年 9月	株式会社イード 取締役（現任）
1996年 7月	日本AT&T株式会社入社	2016年 2月	当社取締役（現任）
1998年 4月	シュローダー・ベンチャーズ株式会社入社	2016年 7月	ライフスタイルアクセント株式会社 取締役（現任）
2002年 7月	株式会社MK S パートナーズ入社 パートナー	2016年11月	プティックス株式会社 取締役
2005年 9月	カーライル・ジャパン・エルエルシー入社	2017年 2月	グロースポイント・エクワイティLLP設立 代表パートナー（現任）
2009年10月	株式会社グロース・イニシアティブ設立 代表取締役（現任）	2017年 5月	株式会社No. 1 取締役（現任）
2011年 9月	株式会社アルフレックスジャパン 取締役（現任）	2018年 8月	株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス 取締役（現任）
2013年11月	株式会社海外需要開拓支援機構（フルジャパン機構） 取締役	2022年 3月	シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 取締役（現任）
		2023年 4月	窪田製薬ホールディングス株式会社 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社グロース・イニシアティブ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉崎浩一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と見識から、引き続き当該知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。



候補者番号

3

シマ ウチ ヒデ ユキ
嶋 内 秀 之

(1973年7月30日)

新任

社外

独立

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

所有する当社の株式数

一株

監査役在任年数

10年2か月

取締役会出席状況

13/13回

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年4月 オリックス株式会社入社
2009年9月 株式会社アントレプレナー
ファクトリー設立 代表取締役 (現任)
2009年9月 立命館大学経営学部 非常勤講師
2009年9月 立命館大学大学院経営管理
研究科 非常勤講師

2013年12月 当社監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社アントレプレナーファクトリー 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

嶋内秀之氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と見識から、引き続き当該知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藪ノ賢次氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 吉崎浩一郎氏及び嶋内秀之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉崎浩一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 嶋内秀之氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年2か月となります。

6. 当社は、吉崎浩一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、吉崎浩一郎氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、嶋内秀之氏との間で社外監査役として会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、嶋内秀之氏の選任が承認された場合は、社外取締役として同氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。
 - (1) 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであります。
 - (2) 被保険者の実質的な保険料負担割合
全額会社負担としております。
9. 当社は、吉崎浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。吉崎浩一郎氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
10. 当社は、嶋内秀之氏を社外監査役として東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。嶋内秀之氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を社外取締役として独立役員とする予定であります。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役嶋内秀之氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。



ヤマ タ コト エ 山 田 琴 江 (1983年3月24日)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

2006年3月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2019年12月	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 監査役
2015年10月	Fringe81株式会社（現Unipos株式会社）監査役	2021年12月	同社 取締役監査等委員（現任）

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

— / — 回

監査役会出席状況

— / — 回

社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田琴江氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての会計に関する知識及び他社での常勤監査役として培った経験と高い見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田琴江氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山田琴江氏が選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

4. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。山田琴江氏の選任が承認された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
 - (1) 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであります。
 - (2) 被保険者の実質的な保険料負担割合
全額会社負担としております。
5. 山田琴江氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号
LUCID SQUARE UMEDA 5階 CIVI北梅田研修センター

交通

- ① J R 「大阪」 駅 御堂筋北口から徒歩5分
- ② 地下鉄御堂筋線「梅田」 駅 5番出口から徒歩3分
- ③ 阪急「大阪梅田」 駅 茶屋町口から徒歩5分



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、ご出席される株主様は感染状況やご自身の体調をお確かめいただき、感染予防（マスクの着用等）のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、会場においても感染防止措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。